

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置
2	対象税目	(法人税：義) (国税 08) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 12)
	① 政策評価の対象税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <del>拡充</del> ・延長】      【単独・ <del>主管</del> ・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 金融機関の取引実態や市況の変動に対応することを可能にする観点等を踏まえて、過大支払利子税制について所要の措置を講じること。
		《関係条項》 法人税 租税特別措置法第 66 条 5 の 2、3
5	担当部局	農林水産省経営局金融調整課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 5 年 8 月 分析対象期間：令和 6 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過大支払利子税制*について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を適正化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。</p> <p>* 近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) に対処するため、純支払利子等 (=支払利子等 - 受取利子等) の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度であり、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避の防止を目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画 (令和 2 年 3 月閣議決定) 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市場から外貨を調達（円をドル等に交換）して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず過大支払利子税制の適用を受ける可能性がある。</p> <p>特に、国際投資を中心とした資金運用を行う系統中央機関は、海外の金利変化の影響を受けやすく、中長期的には合理的な運用を行っている場合でも、単年度では過大支払利子税制の適用により多大な税負担が生じるおそれがある。</p> <p>このため、現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることにより金融機関の税負担を適正化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 対象となる金融機関において財務面での安定的な業務基盤が確保されることで、農業者に対する円滑な資金供給を行うことが可能となり、農業・農村分野の金融機能の維持につながる。</p>
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、対象となる金融機関の資本金の減少を防ぐことができ、財務面での安定的な業務基盤が確保されることで貸出余力の確保につながる。</p> <p>他方、本措置が講じられなかった場合には、貸出余力の低下を招くおそれがある。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本要望は、国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を適正化し、過大支払利子税制の目的を適切に実現するものである。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>市場から外貨を調達（円をドル等に交換）して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず多大な税負担が発生する構図となっている。</p> <p>こうした影響を適正化するためには、毎年度の経済活動の結果に対して適切な税負担を課すことができる措置である必要があるため、単年度ごとに予め需要を計測して予算措置を講じる必要がある補助金等ではなく、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税負担を適正化し、金融機関の財務基盤を強化することにより農業者等への安定的な資金供給を可能とし、これにより農山村地域の主要産業である農業の持続的発展を通じた経済活性化を促進することができる。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	